

平成30年度 第3回市川市自立支援協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時：平成30年11月29日（木）13時30分～15時40分
- 2 場 所：市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第2集会室
- 3 出席者：朝比奈委員、磯部委員、植野委員、小原委員、河田委員、川端委員、
木下委員、高木委員、武田委員、谷藤委員、永井委員、長坂委員、
西村委員、廣田委員、保戸塚委員、堀江委員、
松尾委員、内野委員、森田委員、山崎委員
事務局：市川市 障害者支援課（池澤主幹、沓澤副主幹、
宮嶋主査、石田主査）
市川市 障害者施設課（福地主幹）
市川市 発達支援課（鷲沼課長、守屋主幹）
傍聴：1名
- 4 議 事：
 - （1）開会
 - （2）連絡事項
 - （3）基幹相談支援センター運営協議会の報告
 - （4）各専門部会・障害者団体連絡会の状況について
 - （5）地域生活支援拠点等について
 - （6）閉会
- 5 提出資料：
 - （1）福祉部における市内の圏域設定状況（資料1）
 - （2）第2回基幹相談支援センター運営協議会概要（資料2）
 - （3）相談支援部会資料（資料3-1）
 - （4）生活支援部会資料（資料3-2）
 - （5）就労支援部会資料（資料3-3）
 - （6）こども部会資料（資料3-4）
 - （7）障害者団体連絡会資料（資料3-5）
 - （8）地域生活支援拠点等について（資料4）
 - （9）「成人期における発達障害とその対応」チラシ（資料番号なし）
 - （10）「障害者週間イベント」チラシ（資料番号なし）
 - （11）「高次脳機能障害就労支援研修会」チラシ（資料番号なし）

- (12) 「発達障がい児シンポジウム」チラシ（資料番号なし）
- (13) 横浜市港南区作成のリーフレット（資料番号なし）
- (14) 市川市障がい児・者相談支援ガイドライン（資料番号なし）
- (15) 市川市ろう者協会機関紙 さとみ No.130（資料番号なし）

【開会 13時30分】

【議事（1）開会】

○山崎会長より開会宣言。

【議事（2）連絡事項】

山崎会長：これより議題に移ります。初めに事務局から6点報告事項があるそうなので、よろしくをお願いします。

障害者支援課：第2回自立支援協議会における発言の訂正について説明します。

（池澤主幹）生活支援部会の質疑の中で、「65歳以上の方がグループホームを利用することについては障害があるからグループホームを使える」という発言が武田委員からあり、事務局の方からも「グループホームの利用についてはA型や移行の年齢制限が影響を及ぼすことはないが、通う場所について副次的に影響が及ぼすことは考えられる」という発言がありましたが、正確に申し上げますと、グループホームについては、身体障がい者にとっては、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるサービスを利用した者に限るとあります。したがって、65歳を過ぎて新規にグループホームを利用することについては、身体障がい者については利用できないということがありますので、この補足的な説明を加えて訂正をお願いします。

障害者支援課：自立支援協議会の委員の交代について説明します。次回の第4回目から、

（石田）中里委員に代わり、やまぶき園の三浦様となります。

障害者支援課：障害者週間のイベントについて説明します。（チラシに基づき説明）

（池澤主幹）

障害者支援課：「成人期における発達障害とその対応」についての説明をします。（チラシ

（池澤主幹）に基づき説明）

発達支援課：「発達障がい児シンポジウム」についての説明をします。（チラシに基づき

（守屋主幹）説明）

障害者支援課：市内における圏域の設定の考え方について説明をします。第4期地域福祉

（石田）計画及び第7期高齢者福祉・介護保険事業計画に基づき、福祉部において

は日常生活圏域、小域福祉圏、高齢者サポートセンター担当圏域を設定しております。自立支援協議会において、例えばアンケート等で地区による傾向を見るのであれば、この3つの圏域を適宜利用するという事で今の段階で統一できればと考えております。(資料1に基づき説明)

山崎会長 : ただいまのご報告やご説明について、何かご質問やご意見はありませんか。
植野委員 : 選挙、水道、下水道などのエリアがばらばらであると、地域社会という生活を考えた場合、聴覚障がい者、視覚障がい者等の情報障がいをもっている者がその中で生活するのは非常に大変なものである。早期の解決は難しいと思いますが、将来的に情報障がいをもっている者にとっても分かりやすいものとなる地域社会について検討を加えていただきたいと思います。また、情報障がいをもっている者にとって、今の地域社会の枠組みでは、やりにくいという考えを持っていることを理解していただきたい。

山崎会長 : ありがとうございます。情報障がいを持っているものにとって圏域の整合性がとれないと、情報のやりとりが難しいというお話がありました。残念ながら、市川市の圏域設定については、担当する部署によって統一されていないということが現状です。今後、少しずつ、色々な計画の中でも整合をとっていただきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。他になければ次の議事に移りたいと思います。

【議事(3) 基幹相談支援センター運営協議会の報告】

山崎会長 : 今年度の第2回基幹相談支援センター運営協議会が10月に開催されていますので、そちらの報告をお願いします。

朝比奈副会長 : 基幹相談支援センター運営協議会の報告をします。(資料2に基づき報告)

山崎会長 : ただいまのご報告やご説明について、何かご質問やご意見はありませんか。

谷藤委員 : えるを立ち上げた経緯としては、困難事例、特になかなかサービスに結びつかない事例について取り組もうということで窓口を作ろうとした経緯があったかと思います。ご質問の1つ目として、困難事例の対応について、がじゅまるとの連携とすみ分けについて教えていただければと思います。2つ目にお聞きしたいのは、基本相談の問題についてです。それぞれの事業所の計画相談の機能が見えてこないということもありますが、市川市として、全体の計画相談のコーディネートをどのように考えているのか、またその課題についてお聞きしたい。

山崎会長 : 1つ目は、中核地域センターとのすみ分け、2つ目は、各事業所の支援計画とそれら全部を包括してマネジメントする計画についてですね。

朝比奈副会長 : 中核地域生活支援センターについては、千葉県の事業で、障がいの有無や年齢の有無にかかわらず、相談のできる窓口です。ただし、市川市と浦安市

の範囲を受け持っていますが、職員は4、5人のレベルですので、どこの窓口でも相談を受けることが難しい方を優先的に受けております。平成16年当初は、まだ市川市として民間の相談支援事業所はなく、障害のある方の相談が7割という状況でした。そして、その中でも、手帳はもっていないけど診断がつく方又は診断を受ける必要がない方からの相談が多かった。その後、がじゅまるで受ける相談についても、障がいのある方とない方の相談が逆転している状況になりつつある。がじゅまるにおいては、過去の事例やノウハウが蓄積されていますので、それらを市町村の体制に活かしていくということが中核センターの仕事のひとつであると考えています。それともう1つ、えくると一緒に支援する場合においては、多くの場合、えくるが本人を支援し、がじゅまるが家族支援を行っていくというようなチームを編成して対応しています。

障害者支援課：2つ目の質問について、いわゆる通所施設等における個別の支援計画とい
(池澤主幹) うのは、各施設でのサービスをどういう目的でどのように提供していくのかということ position けたものとなります。また、サービス等利用計画については、そうした複数のサービスを組み合わせて対象者の生活をトータルとしてコーディネートしていく役割があります。それから、市としても計画相談が機能するように毎年ガイドライン研修を行い、市内の相談支援事業所の申し合わせ事項について各事業所で徹底していけるように企画をしているところであります。

谷藤委員：えくるとがじゅまるの役割の違いが分かりました。時間とともに、その役割がすみ分けされていったということですね。いざとなったら、がじゅまるがあるということですね。また、計画相談の関係で、計画相談でサービスに結びついていない方などを含めた相談窓口に来ていない方をどうするのか、お聞かせいただければと思います。

山崎会長：相談支援専門員の方は、サービス等利用計画だけに携わっているわけではありません。また、潜在的なニーズをどう発見するのかということについては、それはもちろん、本人だけでなく、ご家族等も含めて皆で協力してニーズを発見していく責務があるのではないかと思います。他にありますでしょうか？

川端委員：えくるにはいつも相談に乗ってもらい、助けていただいております。わたしたちの学校でも職員への研修が必要だという認識から、えくるに研修の講師として来てもらいます。不登校やこどものケースについては、特別支援学校に限らず、不登校のこども自身の課題への対応や家族のサポートも必要であると思います。教育委員会も、各学校のことを把握していると思いますが、えくるの力を借りることも多くあります。なんでもかんでも、えくるにお任

せする訳にはいかないので、連携しながら自分たちの役割も考えていきたい
と思います。

山崎会長 : 他になければ次の議事に移りたいと思います。

【議事（４）各専門部会・障害者団体連絡会の状況について】

山崎会長 : 各専門部会での取り組みについて、まずは相談支援部会から報告をお願いします。

内野委員 : 相談支援部会からの報告をします。(資料3-1に基づき報告)

長坂委員 : 続きまして、市川市基幹相談支援センターえくるについての報告をします。
(資料3-1の市川市基幹相談支援センターえくるの資料に基づき報告)

松尾委員 : 生活支援部会の報告をします。(資料3-2に基づき報告)

西村委員 : 就労支援部会の報告をします。(資料3-3に基づき報告)

保戸塚委員 : こども部会の報告をします。(資料3-4に基づき報告)

山崎会長 : 最後に、障害者団体連絡会について、報告をお願いします。

木下委員 : 障害者団体連絡会の報告をします。(資料3-5に基づき報告)

山崎会長 : ここまでの報告を踏まえて質疑、意見交換をしたいと思います。

植野委員 : 報告の中で、入っていなかったことにつきましても教えていただきたい
と思います。まず、1つ目は、相談支援部会の中で、先程お話のあった65
歳移行の問題について、相談支援事業所から介護のケアマネへの引継ぎが
うまくいっているのか、その実態や議論があったかどうかをお伺いしたい。
2つ目は、生活支援部会のGHについてです。GHの中には夜間の宿直が
あると思います。この夜間の対応について、バックアップ体制がない場合
には人材の確保がうまくいかない、泊まりがうまくいかないと考えており
ます。法律上うまくいかないこともあると思いますが、その対応について
伺いたい。3つ目は、就労支援部会の報告についてです。就労継続支援A
型・B型だけではなく、地域活動支援センター、生活介護等の中で、生産
的な活動をお仕事の確保につなげていくという議論があったかどうか教え
ていただければと思います。

山崎会長 : まず1つ目についてお願いします。

内野委員 : この2か月間では特に大きな議論はありませんが、そのようなお話はあり
ます。個人的には、それぞれの制度をケアマネが理解しておらず、引継ぎ
が上手くなされないということは実感としてはあるかと思います。ただし、
IS-NET や部会の方ではそこまで深く議論していません。また、ガイドライ
ン研修においては介護のケアマネも来ているので、介護のケアマネの理解
も少しずつ進んでいるものと思います。逆に障がいの方の相談支援専門員
がどれだけ介護保険を理解しているかと言われますと、IS-NET の研修会等

で取り組んでおりますが、そういった研修に参加されない方もおりますので、まだまだ理解が乏しいかと思えます。

- 山崎会長 : ありがとうございます。それでは、2つ目についてお願いします。
- 松尾委員 : 生活支援部会の中で人材について深く話しあったことはありません。グループホーム連絡協議会の中で話がありましたら、武田委員の方からご説明をお願いします。
- 武田委員 : 資料3-2の2(2)にありますとおり、10月24日に管理者サビ管勉強会を開催しました。その中で、10人程度で座談会をしましたが、人材の確保・不足・育成について話題があがっております。先程お話をあつた宿直については、厳密に言えば週1回となります。大きな法人であれば、日中活動を行っている職員、グループホーム以外の専任ではない職員をうまくローテーションして宿直にあたってもらおうという事例もあります。しかし、小さな事業所であると、そういった対応をすることは難しい。この勉強会以外でも声があがっているのですが、福祉の方が福祉の仕事に転職する事例はありますが、未経験の方をどう人材として発掘していくのか、そしてこういった人材発掘等については官民合同で考えていかなければならないと議論しています。
- 山崎会長 : 人材確保についてよくわかりました。また、夜勤体制があまり厳しくなっていくと、いわゆるブラックな状態にならざるをえない状況なのか、現場はそこまで厳しい状態なのかお答えできる範囲でお伝えいただければと思いますが、いかがでしょうか。
- 武田委員 : やはり職員も兼務が多くなってくると、一人の人材の方が業務を兼務している実態が常態化していることは否めないという声が多くあがっていたかと思えます。
- 山崎会長 : 続いてお願いします。
- 廣田委員 : 就労支援部会の福祉的就労担当者会議の中で、お仕事情報を共有する上で、地域活動支援センターⅢ型の事業所や精神科デイケアの方ともお話をさせていただいているところです。今後、生活介護の事業所の方も含めてお話をしていければと思います。
- 山崎会長 : 実際に社会に参加するための仕事自体は確保されているのか？
- 廣田委員 : まだまだこれからの段階だと思います。継続して議論していければと思います。
- 植野委員 : ありがとうございます。補足となります。参考にしていただければと思います。まず1つ目ですが、相談支援の特例、移行する場合の特例の措置についてどのようにしていけばよいのか議論していただくとういことだと思います。2つ目ですが、グループホームに関してですが、行政の監査や労基法

の関連もあるので考えて注意をしながら議論を進めてほしいと思います。
3つ目ですが、地域活動支援センターⅢ型ですが、精神障がい者に対する雇用について、就労の機会に結びつけることができるかがポイントになるかと思っています。

谷藤委員 : ご報告という形ではなかったですけど、資料として提出されている中で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業からの報告がありますが、これは、地域移行支援が進まないのもその先にいけないという理解でよろしいのでしょうか？また、この行政と基幹と中核を中心に委員を構成というのは、市川市とえくるとがじゅまるを中心ということではよろしいのか？そして、地域移行支援というのは県の事業で、地域包括システムの中に構築していくのは地元の行政であるという理解でよろしいのか？また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについては、地域生活支援拠点のワーキンググループの中で精神障がい者も含めた住まいや生活サポート等についても検討しているという理解でよろしいのでしょうか？

松尾委員 : まず、サンワークの受けている事業体系は、昨年度においては地域移行支援のコーディネーターとして行っていた。本年度は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業として、このシステムを構築推進する会議体を整備するところを行います。その中で、地域移行支援が伸び悩んでいることに対し、積極的な取り組みが必要だという声をあげているところ。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについては一度勉強会を行っています。しかし、あくまで、このシステムという仕組みなので、すべてがこの仕組みの中に包括され、しかも精神障がい者についても対応したということで、これが地域全体に広がっていくことを目的としているということでは伺っております。

山崎会長 : ありがとうございます。他になれば、次の議題に進みたいと思います。

【議事（5）地域生活支援拠点等について】

山崎会長 : 地域生活支援拠点等については、前回の本会議において、ワーキンググループでのこれまでの検討状況について説明をしていただきましたが、今回、ワーキンググループからの提案があがってきましたので、説明をお願いします。

芦田氏 : 地域生活支援拠点等についての説明及び提案をします。（資料4に基づき説明）

山崎会長 : ありがとうございます。では、いまの説明を踏まえて質疑、意見交換をしたいと思います。資料4の①相談機能の強化（以下「①」という。）と②緊急時の受入れ・対応の機能の強化（以下「②」という。）について、

議論の中である程度まとめれば、ご提案という形でよろしいでしょうか。

芦田氏 : ①と②の地域生活支援拠点等については、ここで提案をしたいと思います。

山崎会長 : ありがとうございます。わかりました。それでは、①と②を中心に、優先的に議論いただければと思います。

朝比奈副会長 : コーディネーターの役割の緊急受け入れ後の支援についてこの資料に書いていないという説明がありましたが、書きもらすレベルのお話ではないので、スライドで言いますと2枚目か3枚目あたりに書き加えていただきたいと思っています。また、予防的な役割というものが少し抽象的で役割が拡散してしまう可能性があると思います。私の理解では、ケアマネがいろいろいまいが、何らかの社会資源につながっている人については、日常生活をみている人が危機的な状況に移行しようとしていることをキャッチして、コーディネーターにその情報をつなげることがせいぜいかと思っています。ですから、緊急事態になりつつあることのサインとなるような事項をまとめて、何に対する予防なのかを整理する必要があります。

山崎会長 : ありがとうございます。アフターフォローの部分を業務として入れるのであれば、具体化に何をするのかをイメージできるものにした方がよいかと思いました。

谷藤委員 : 緊急時の問題は深刻です。緊急時はどこに連絡すればよいのか、家族の対応はどうしたらよいのか等、また日常的な対応の仕方も含めて、それぞれの障がいの違いによって対応も異なりますので、分かりやすく整理していただければと思います。

植野委員 : 緊急時の手話通訳について、土曜・日曜等の閉庁時における対応ですが、千葉市では緊急派遣体制がコールセンターを経由するものとして開始されています。市川市においても、このような緊急時の手話派遣についても検討していただきたい。また、千葉市の話では、他の市とのネットワークを構築し、これを広げていきたいというようなことも出ております。

山崎会長 : 貴重なご意見ありがとうございます。高木副会長、全体にご意見ありますでしょうか。

高木副会長 : コーディネーターの配置について、知的2名、精神2名、身体2名とありますが、これは事業所の職員をコーディネーターとして任命するイメージなのでしょうか？あるいは、新たな専門的な人を雇用してコーディネーターとして付けるイメージなのでしょうか？

芦田氏 : 業務としては何かの業務と兼務するものではなく、専属・専従としてコーディネーターをやっただけの体制が必要であると考えております。

高木副会長 : 理想的にはそのようなものになるかと思いつつも、初めて行うことであり、どの程度の業務量になるのかも不明ですから、いきなり専従というのは、

市の方としても、現実的には厳しいのではないかと思います。まずは、試行的に幅を持たせて始めてみると、市との協議においても幅が出てくるのではないかと思います。また、緊急時の支援を可能にする手立てにおける宿泊ですが、これは駆け付けた先で支援員が宿泊することなのでしょうか？それとも、どこかに連れて行って宿泊させるということなのでしょうか？

芦田氏 : 後者です。

高木副会長 : そうしますと、こういったことを行う支援員は、コーディネーターを想定しているのでしょうか？それとも別に支援員がいるということなのでしょうか？

芦田氏 : コーディネーターを必ずしも想定しているわけではありません。どちらかというと、地域の様々な事業所又は事業所に所属している方に協力していただけるような体制が必要かと思います。

高木副会長 : これまで、お金は付かないけどやってきたというものについて、拠点をつくるにあたって見える化をし、そこに市としてもお金を付けていただきたいと流れでよろしいのでしょうか？

芦田氏 : その通りです。

高木副会長 : よく分かりました。これまで各事業所が報酬のないような支援をしてきたということについて、拠点をつくるにあたっては、地域に暮らし続けるということを目指すために、それを形作るということが必要なのだろうと思います。なので、それを形作るという上で、出発点としてはコーディネーターと緊急時支援というようなものから始めていくということは、分かりやすいし、ニーズも高いのかと思います。ぜひ、拠点機能を作る上で、市にも協力をいただきつつ、市と協議をして進めていければと思います。

山崎会長 : ほかにありますか？

山崎会長 : それでは、本日のワーキンググループからの①と②の提案について自立支援協議会として了承し、市に提出するというところでよろしいでしょうか。
(一同、了承)

山崎会長 : ありがとうございます。

【議事（6）閉会】

山崎会長 : 以上で、本日予定されていた議題については、全て終了しました。事務局からは何かございますか。

障害者支援課 : 長時間に渡り、ご協議いただきありがとうございます。

(池澤主幹) 次回の協議会につきましては、来年となりますが、3月20日（水）午後1時30分からの予定となっております。会場については、本日と同じ、

急病診療・ふれあいセンター2階の第2集会室となります。開催通知につきましては、準備が整い次第発送いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。事務局からは以上です。

山崎会長 : それではこれで、平成30年度第3回自立支援協議会を閉会します。ありがとうございました。

【閉会 15時40分】